

#### (四) 遂に罷業となる

##### (イ) 要求保留直後の状勢

前項に述べたるが如き、労働組合の節制ある態度をとりたるに對し、之組合が實力を失ひ、罷業をなし得ざるものなりと誤信し、東京の大新聞に嘲笑的廣告を掲出したるを始め、一種の勝利氣分に陶醉したるもの如く、種々組合員の反感を挑發するが如き言動をなし、組合の苦心を水泡に歸せしめた。

##### 〔會社の宣傳と事實〕

會社は「平和を永久的のものたらしめんとし」労働者講習會或は工場懇談會を開催したるも、組合は前者に不参加、後者に箝口を申合せて効果を無くしたとあるが(十一頁二行)労働者講習會は各工場より十名を選んで数日間縣下の鹿島町に於て行ひ、夜は酒食を供するが如き遊興氣分の計畫であつたので、組合はそれより生ずる弊害を察し、むしろ勞資融和のための催しならば、野田町に於いて、可能なる方法に於いて全員

になさしむべしと主張したるを以つて、沙汰止みとなつたものである。工場懇談會には、出席するも要求保留の件に就いては餘り觸れざる様注意したるは、保留直後のみならず、其後の會社の態度よりして組合員が甚だしき激論に入る恐れがあつたからである。即ち感情的な溝を更に深くしない爲めの組合の苦衷であつた。

第一、第四、第九、第十等の工場に於ける問題は(十一頁六、七行)第十は如何なるものか之を知らざるも、第一及第四工場の事件は、工場主任の情實關係より桶工を醸造作業に廻し、樽工を製桶作業に廻したる爲め、技術の相違より、當人が非常に迷惑したるのみならず、能率上亦不經濟なるを以つて之が抗議をなしたる事件であつた。第九工場の問題は、或従業員が、蒸氣滾々たる作業場で一心に作業中、呼びたるに返事せずとの理由で本人を引き倒し、人事不省に陥らし全治二週間の傷害を與へたるに對し、當監督も主任も責任を負はずと豪語するので、七人の代表者を舉げて本店に交渉せしめたる事件である。統制委員會(十一頁八行)なるものに就いては、各工場が作業設備と分量の相違から、能率上反つて減退する傾向あるため、之が統一的作業に依つて其弊を驕めんとしたるものであつて、此事情は當時並木工場課長にも申言して、充分組合の態度に對する諒解を得て居たのである。然るに全々反對の云ひ掛りをするのは誠に不都合である。

かくの如き會社の逆宣傳は、何も知らぬ世を欺かんとする精神もさり乍ら主任監督等が、自己の感情のみに走りて、殊更に組合員を非謗せる報告をなすに由るものと信ぜらるゝ。

##### (ロ) 丸三問題の惹起

漸時會社は、労働組合に對し、輕侮と挑戰的態度を示し來つたが、七月に至つて丸三運送店問題